



金 沢 市 公 報

号外第5号の6

平成29年(2017年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		
●訓令甲			
○行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (行政経営課)	1	○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱の一部改正について (介護保険課)	5
○市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱の一部改正について (税 務 課)	2	○金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課)	8
●告 示		○金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱の一部改正について (")	9
○金沢市行政改革推進本部設置要綱の一部改正について (行政経営課)	4	○金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課)	9
○金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱及び金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱の一部改正について (こども政策推進課)	4	○金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱等の廃止について (福祉総務課)	10
○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課)	4	●教育委員会規則	
○金沢市コミュニティ活動推進用具購入費等補助金交付要綱の一部改正について (市民協働推進課)	4	○金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	10
		●教育委員会訓令甲	
		○教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (教育総務課)	11

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表農業センターに勤務する職員の項中「農業振興課長」を「農業水産振興課長」に改める。

(金沢市副市長事務分担規程の一部改正)

第2条 金沢市副市長事務分担規程(平成8年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号エ中「農林局」を「農林水産局」に改める。

(医王ダム管理規程の一部改正)

第3条 医王ダム管理規程(平成13年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「農林局農業基盤整備課」を「農林水産局農業基盤整備課」に改める。

(金沢市政策調整会議等に関する規程の一部改正)

第4条 金沢市政策調整会議等に関する規程(平成22年訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「農林局長」を「農林水産局長」に改める。

(金沢市不祥事防止対策本部規程の一部改正)

第5条 金沢市不祥事防止対策本部規程(平成22年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「農林局長」を「農林水産局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱（昭和30年訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第2号中「市内銀行」を「市内の銀行」に改める。

第4条第2項中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第8条中「第2号様式」を「第3号様式」に改める。

第9条第3号中「うえ」を「上」に、「非訟事件手続法（明治31年法律第14号）」を「非訟事件手続法（平成23年法律第51号）」に改める。

第3号様式を削り、第2号様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式 (第4条関係)

納 付 (納 入) 受 託 証 券 整 理 簿									
委 託 者 (納税者) (特別徴収義務者)		住 (居) 所							
		氏名 (名称)						整理番号	
証券種類		券面金額 円		支 払 人		振 出 日			
証券番号				支 払 場 所		支 払 期 日			
振 出 人	住 所			取 立 費 用 円	備 考				
	氏 名								
納 付 (納 入) 委 託 を 受 け る 徴 収 金	調定 年度	課税 年度	税 目	整 理 番 号	期 別	税 額 円	延 滞 金 円	合 計 円	
	小 計								
	合 計								
決 裁 (受 託)				再委託銀行					
決裁日	課長	課 員	担当	交付年月日		係受領印			
決 裁 (完 結)				納付年月日		不渡年月日			
決裁日	課長	課 員	担当						
決 裁 (返 却)				返 却					
決裁日	課長	課 員	担当	返却依頼日	銀行	返却日	徴収担当		

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第93号

金沢市行政改革推進本部設置要綱（平成7年告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表中「農林局長」を「農林水産局長」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

●金沢市告示第94号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱及び金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱及び金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱の一部を改正する要綱

（金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正）

第1条 金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年告示第54号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第3項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

（金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱の一部改正）

第2条 金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱（平成28年告示第340号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号イ中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

●金沢市告示第95号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第3項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

別表第1中「株式会社福井銀行」を「株式会社福井銀行 株式会社富山銀行」に改める。

附 則

この告示は、平成29年3月31日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

●金沢市告示第96号

金沢市コミュニティ活動推進用具購入費等補助金交付要綱（平成7年告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第1号中「100,000円」を「50,000円」に、「300,000円」を「200,000円」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法被（町会等の名称を記入したものに限る。）の購入（購入に要する費用の額が200,000円以上である購入に限る。）をしようとする町会等

第3条の表中

(9) 町会等の掲示板	設置	3分の1	100,000円	を
(10) 太鼓等収納庫	設置	3分の1	500,000円	
	修繕	3分の1	300,000円	
(11) 山車等収納庫	設置	2分の1	2,000,000円	
	修繕	2分の1	1,000,000円	

(9) 法被	購入	3分の1	200,000円	に
(10) 町会等の掲示板	設置	3分の1	100,000円	
(11) 太鼓等収納庫	設置	3分の1	500,000円	
	修繕	3分の1	300,000円	
(12) 山車等収納庫	設置	2分の1	2,000,000円	
	修繕	2分の1	1,000,000円	

改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第97号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱（平成28年告示第341号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第1条中「平成10年政令第412号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第2条第1号ア中「いう。」の次に「第4条第1項第1号において同じ。」を加え、同号イ中「次号イにおいて」を「以下」に改め、「サービスをいう。」の次に「第4条第1項第2号において同じ。」を加え、同条第2号ア中「いう。」の次に「第4条第1項第1号において同じ。」を加え、同号イ中「いう。」の次に「第4条第1項第2号において同じ。」を加える。

第8条を第14条とし、第7条を第13条とし、第6条を第12条とし、第5条中「第7条」を「第13条」に改め、同条第1号中「様式第1号」を「様式第4号」に改め、同条第2号中「様式第2号」を「様式第5号」に改め、同条を第11条とし、第4条を第10条とし、第3条を第9条とし、第2条の次に次の6条を加える。

（指定第1号事業の利用に係る手続）

第3条 事業対象者（省令第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者をいう。

以下同じ。）は、指定第1号事業を利用しようとするときは、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号）に介護保険被保険者証（法第12条第3項に規定する被保険者証をいう。次項において同じ。）を添付して、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事業対象者の介護保険被保険者証に事業対象者である旨を記載し、これを返付するものとする。

3 前2項の規定は、事業対象者が第1項の規定により届け出た地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）を変更しようとする場合について準用する。

（第1号事業に要する費用の額）

第4条 法第115条の45の3第2項の第1号事業に要する費用の額は、次の各号に掲げる指定第1号事業のサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護予防型訪問サービス及び介護予防型通所サービス 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下この号において「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護に係る平成26年改正前法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例に準じて市長が別に定める単位数表により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。次号において同じ。）

(2) 基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービス 前号の規定により算定した費用の額以下の範囲内で市長が別に定める単位数表により算定した費用の額

2 前項の第1号事業に要する費用の額は、市長が別に定める1単位の単価に同項各号に規定する単位数表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

3 前2項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費の額)

第5条 第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。次条第1項及び第2項並びに第7条第1項において同じ。)の額は、前条の規定により算定した費用の額に、次の各号に掲げる居宅要支援被保険者等の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額とする。

(1) 次号に掲げる居宅要支援被保険者等以外の居宅要支援被保険者等 100分の90

(2) 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等 100分の80

2 市長が、災害その他の市長が認める特別の事情があることにより、指定第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者等が受ける指定第1号事業について前条の規定を適用する場合においては、前項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」と、同項第2号中「100分の80」とあるのは「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」とする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第6条 居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。)が月の初日から末日までに受けた指定第1号事業について支給する第1号事業支給費の額の総額と法第55条第1項に規定する合計額とを合計した額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号。以下この条において「告示第33号」という。)第2号イ又はロに掲げる要支援状態区分ごとの介護予防サービス費等区分支給限度基準額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えることができない。

(1) 前条第1項第1号に掲げる者 100分の90

(2) 前条第1項第2号に掲げる者 100分の80

2 事業対象者が月の初日から末日までに受けた指定第1号事業について支給する第1号事業支給費の額の総額は、告示第33号第2号イに掲げる要支援状態区分の介護予防サービス費等区分支給限度基準額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えることができない。

(1) 前条第1項第1号に掲げる者 100分の90

(2) 前条第1項第2号に掲げる者 100分の80

3 事業対象者が集中的に指定第1号事業に係るサービスを利用することが当該事業対象者の自立支援につながる場合であって、市長が必要があると認めたときにおける前項の規定の適用については、同項中「第2号イ」とあるのは、「第2号ロ」とする。

4 市長が、災害その他の市長が認める特別の事情があることにより、指定第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者等が受ける指定第1号事業について第1項及び第2項の規定を適用する場合においては、第1項第1号及び第2項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」と、第1項第2号及び第2項第2号中「100分の80」とあるのは「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」とする。

(高額介護予防サービス費相当費の支給)

第7条 市長は、居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に要した費用の合計額として市長が別に定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された第1号事業支給費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「指定第1号事業利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額介護予防サービス費相当費を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、高額介護予防サービス費相当費支給申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、高額介護予防サービス費相当費の支給については、法第61条の規定の例による。

(高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給)

第8条 市長は、居宅要支援被保険者等の指定第1号事業利用者負担額（前条第1項の高額介護予防サービス費相当費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者等に係る法第61条の2第1項に規定する政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額医療合算介護予防サービス費相当費を支給するものとする。

- 2 高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、高額医療合算介護予防サービス費相当費支給申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給については、法第61条の2の規定の例による。

様式第2号中「(第5条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第1号中「(第5条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の前に次の3様式を加える。

様式第1号（第3条関係）

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

被 保 険 者	フリガナ		被 保 険 者 番 号	
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
			性 別	
介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター				
事業者の事業所名			事業所の所在地	
届 出 の 区 分	新 規		開始年月日	年 月 日
	変 更		変更年月日	年 月 日
			変更の理由	
(宛先) 金沢市長 上記のとおり介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。 年 月 日 被保険者 住所 氏名				

様式第2号（第7条関係）

高額介護予防サービス費相当費支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

高額介護予防サービス費相当費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

被 保 険 者	被保険者番号		個 人 番 号	
	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名		性 別	
住 所				

申請者が被保険者本人の場合には、次の欄の記入は不要です。

申請者	氏 名		連 絡 先	
	住 所		本人との関係	

様式第3号(第8条関係)

高額医療合算介護予防サービス費相当費支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

被 保 険 者	被 保 険 者 番 号		個 人 番 号	
	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名		性 別	
	住 所			
	計算期間における介護保険の加入期間			年 月から 年 月まで
	基準日に加入していた医療保険者	名 称	所 在 地	

申請者が被保険者本人の場合には、次の欄の記入は不要です。

申 請 者	氏 名		連 絡 先	
	住 所		本人との関係	

合 算 対 象 者	被保険者番号	個 人 番 号	氏 名	性別	生 年 月 日
					年 月 日生
					年 月 日生
					年 月 日生
					年 月 日生

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

●金沢市告示第98号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(平成16年告示第59号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) シニア該当者 第5条第1項の規定による申請(次条第2号に該当する者にあつては、第10条第1項の規定による申請)を行う年度の4月1日における満年齢が60歳以上の者をいう。

第4条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定に該当する者がシニア該当者である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、200,000円を超えないものとする。

様式第1号中

12	多子世帯(予定)	該当する	該当しない
13	UJIターン	該当する	該当しない
14	景観計画区域	伝統環境保存区域	伝統環境調和区域 上記以外の区域
15	伝統的建造物群保存地区	該当する	該当しない
16	こまちなみ保存区域	該当する	該当しない
17	建築士の住所、氏名及び資格	住所	事務所名()
		氏名	
		資格	一級 二級 木造

を

12	シニア該当者加算の場合の申請者の年齢 (申請する年度の4月1日現在)	歳		
13	多子世帯(予定)	該当する	該当しない	
14	UJIターン	該当する	該当しない	
15	景観計画区域	伝統環境保存区域	伝統環境調和区域	上記以外の区域
16	伝統的建造物群保存地区	該当する	該当しない	
17	こまちなみ保存区域	該当する	該当しない	
18	建築士の住所、氏名及び資格	住所	事務所名()	
		氏名		
		資格	一級	二級

改める。

附 則

- この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、平成29年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項(新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日以前に行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(以下この項において「旧要綱」という。)第5条第1項(旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第99号

金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱(平成18年告示第76号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) シニア該当者 第6条第1項の規定による申請を行う年度の4月1日における満年齢が60歳以上の者をいう。第5条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 前条の規定に該当する者がシニア該当者である場合には、第1項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、200,000円を超えないものとする。

附 則

- この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱(以下この項において「新要綱」という。)の規定は、平成29年4月1日以後に行う新要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金について適用し、同日以前に行った改正前の金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第100号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱(平成16年告示第61号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第1号中「及び緊急輸送道路沿道建築物」を「緊急輸送道路沿道建築物及び要緊急安全確認大規模建築物」に改め、同条第3号ただし書中「緊急輸送道路沿道建築物」の次に「及び要緊急安全確認大規模建築物」を加え、同条第4号に次のただし書を加える。

ただし、要緊急安全確認大規模建築物を除く。

第2条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 要緊急安全確認大規模建築物 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。第3条第1項中「補助金」の次に「(要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事に係る補助金を除く。)」を加え、

同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事に係る補助金は、前項各号のいずれかに該当する者のうち、市長が別に定める方法により当該耐震改修工事を行う者で、市税を完納しているもの（金沢市災害時防災活動協力協定（災害対策基本法第42条の規定により定められた金沢市地域防災計画に基づき災害時における防災活動の協力に関し本市と団体等との間で締結する協定をいう。）を締結した団体等の構成員であるもの又はかなざわ災害時等協力事業所（災害時等における防災活動に協力する事業所として本市の登録を受けたものをいう。）の登録を受けたものに限る。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

別表中

	耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、100,000,000円を超えないものとする。	を
	耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、100,000,000円を超えないものとする。	
要緊急安全 確認大規模 建築物	耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の100分の23に相当する額以内の額とする。	に

改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第101号

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱（平成26年告示第73号）
- (2) 金沢市高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関する要綱（平成28年告示第74号）
- (3) 金沢市臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関する要綱（平成28年告示第98号）

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日前に廃止前の金沢市高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関する要綱（以下この項において「廃止前の要綱」という。）第6条第1項の規定による支給の申請がなされた者については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。
- 3 平成29年4月1日前に廃止前の金沢市臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関する要綱（以下この項において「廃止前の要綱」という。）第7条第1項の規定による支給の申請がなされた者については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会職員職名規則（昭和28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「管理校務長 校務長」を「総括校舎管理長 校舎管理長」に改め、同項第3号中「主任」

を「主任 主任校舎管理員」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 校舎管理員

第3条第2項ただし書中「職名」の次に「(校務技士及び校務士を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令 甲

●金沢市教育委員会訓令第1号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程（昭和48年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

別表中「(次項に規定する職員を除く。)」を削り、

市立小学校又は中学校に勤務する職員（不特定の学校において、施設設備の点検、修繕等の業務を行う職員に限る。）	日勤	1週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限は、学校職員課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、学校職員課長が定める。	勤務時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、学校職員課長が定める。	を
教育総務課に勤務する職員（総括校舎管理長、校舎管理長、主任校舎管理員及び校舎管理員に限る。）	日勤	1週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限は、教育総務課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、教育総務課長が定める。	勤務時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、教育総務課長が定める。	に

改め、同表の備考中「(校長)」を「(校長、教育総務課長)」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年(2017年)3月31日 印刷
平成29年(2017年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄